

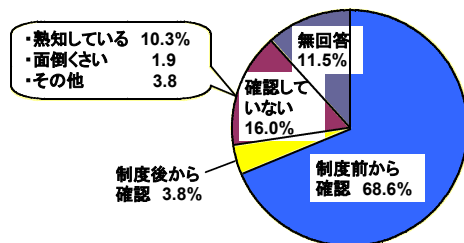
動物用医薬品の適正使用について

食の安全への意識向上による近年の食品衛生法の改正により、平成18年5月29日にポジティブリスト制度（以下「制度」）が施行されました。これに伴い、動物用医薬品の使用禁止期間及び休薬期間が新たに設定・延長され、使用の際に更なる注意が必要となったことから、動物用医薬品の取扱いについてのアンケートを農家及び獣医師を対象に実施しました。

～家畜飼養者の皆様へ～ ○農家へのアンケート

農家アンケート①

添付文書を確認しているか？



「制度」施行により、農家が一般的に使用している消毒薬や殺虫剤などに休薬期間が設定されたため、使用の際に添付文書の確認が必要となります。

＜アンケート①添付文書の確認＞

- ・確認している：71%（「制度」施行前後併せて）
- ・確認していない：16%

理由→熟知している、面倒くさいなど

食品への薬物残留を防ぐために、使用の際は添付文書を確認すること、販売業者から情報を聞くこと、要指示薬については指示書を確認することなど、常に確認することが必要です。

＜アンケート②記録・保存の実施＞

飼料購入伝票など保存のみのものについては、実施率が高く、飼料給与記録、自給飼料への農薬散布記録など、記録を取るものについては実施率が低い傾向が認められました。

飼料給与記録については、群又は個体ごとに給与計画がある場合はそれを表などにして、給与量及び休薬期間を確認することが必要です。また、治療などで計画と違う飼料及び飼料添加物を使用した場合は、群又は個体ごとに、以下の記録が必要です。

- ①使用した年月日、
- ②使用した群・個体、
- ③使用した動物の番号・名号・特徴、
- ④使用した飼料添加物、
- ⑤使用した用法・用量、使用禁止期間・休薬期間

動物用医薬品については上記5項目に加えて以下の2項目の記録が必要となります。

- ⑥投与した家畜の出荷日
- ⑦投与した家畜の出荷先

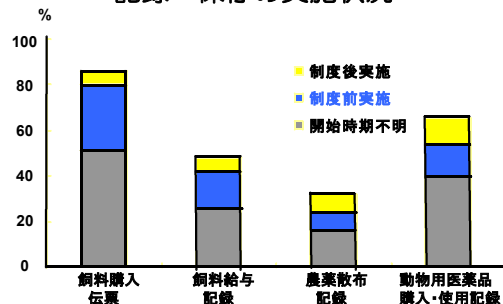
この際は、関連する書類（獣医師発行の指示書、出荷制限期間指示書等があれば）を一緒に保管してください。

これらの記録については、出荷した動物等が、食品（加工食品を含む）として流通している期間及び獣医師の診療簿の保存期間（牛、水牛、しか、めん羊及び山羊は8年間、その他の動物は3年間）と同程度の期間は保存するようお願いします。

これらの記録の保存や伝票の保管は、出荷の際の確認や、何か問題があったときに重要な資料となります。

農家アンケート②

記録・保存の実施状況



～獣医師の皆様へ～

○獣医師へのアンケート

獣医師が農家に治療内容の説明をしているかという質問では約8割が説明しているとの回答でした。また、その方法についてですが、口頭によるものが大半でしたが、食品への残留を防ぐために、口頭ではなく文書等による説明をお願いします。

別記様式（第4条関係）

出荷制限期間指示書		
年 月 日		
指示に係る動物の所有者又は管理者の住所及び氏名		
獣医師の住所 氏名		
動物用医薬品の使用の規制に関する省令第4条の規定に基づき、下記のとおり指示する。		
記		
1 指示に係る動物の種類及び頭数		
2 指示に係る動物の番号、性、年齢又は特徴		
3 指示年月日及び出荷制限期間		
指示年月日	食用に供するために出荷してはならない期間	
年 月 日	動 物	生 産 物
	月 日まで	月 日 (時) まで
4 参考事項		

備考
1 指示に係る動物の番号、性、年齢又は特徴の欄には、指示に係る動物の個体又は集団が特定できるよう必要な事項を記載すること。
2 参考事項の欄には、獣医師がやむを得ない事由により、その直接の指揮監督の下にその診療に係る動物の所有者又は管理者に医薬品を投与させる場合に、当該医薬品の品名、用法及び用量並びに当該医薬品を投与すべき時期を記載すること。

なお、33%の獣医師が用法外使用をしており、農家への指示は口頭で実施しているという回答もありましたが、使用基準のある指示医薬品については、「動物用医薬品の使用の規制に関する省令」の第4条で出荷制限期間指示書によって指示することとなっています。出荷制限期間指示書は左のように様式が定められています。

獣医師による動物用医薬品の使用については、以下のポイントについて今まで以上に注意を払う必要があります。

- ①添付文書をよく読んで使用すること
- ②診療簿、指示書等の書類を保存すること
- ③治療について農家へ説明し、使用禁止期間及び休業期間を遵守するよう指導すること
- ④やむをえず用法・用量以外の使用をするときには、農家へ出荷制限期間指示書を発行し、その日数を遵守するよう指導すること

また、動物用医薬品の適正使用における重要なポイントとして、指示書による要指示医薬品の使用があります。要指示医薬品は、獣医師が対象家畜を診療した上で交付するものです。農家はそれを動物用医薬品一般販売業者に提出して購入し、指示書に従い家畜に使用してはいけません。

以下の3点について再確認し、厳守するようお願い致します。

①動物用医薬品指示書は対象家畜を診療した上で交付すること。

獣医師法第18条に「獣医師は自ら診察しないで診断書を交付し、若しくは劇毒薬生物学的製剤の投与若しくは処方してはならない」となっております。診療後、必要事項を診療簿に記載し、それに基づいて指示書を交付することになります。

②指示書及び診療簿を保管すること。

指示書及び診療簿は牛にあっては8年間、その他の家畜にあっては3年間保管をお願いします。

③指示書の写しを家畜保健衛生所に提出すること。

毎月10日までに前月分の指示書の写しを家畜保健衛生所まで提出してください。

獣医師の特例事項として、使用規制医薬品用量・用法外の使用が薬事法上で認められています。

動物用医薬品は、適正に使用されなければ、畜産物を食べることにより人の健康を損なうおそれがあります。添付文書を確認すること、獣医師の指示及び指示書に従うこと、記録を保管することを実施することにより、安全な畜産物を生産しましょう！

栃木県 県央家畜保健衛生所 ◇ 〒321-0905 宇都宮市平出工業団地6-8
◇ TEL 028-689-1200 ◇ FAX 028-689-1279
◇ E-mail: kenou-khe@pref.tochigi.jp

～ 本県央家保だより及び過去の家保だよりなどは、～

栃木県ホームページ内の「とちぎアグリネット」バナーをクリックし、「地域情報・出先機関」→「県央家畜保健衛生所」→「家畜衛生情報」をご覧ください。